

大学病院の 医療事故調査制度への対応 (制度施行6か月を経験して)

7月21日全国医学部長病院長会議 定例記者会見

一般社団法人 全国医学部長病院長会議
大学病院の医療事故対策委員会

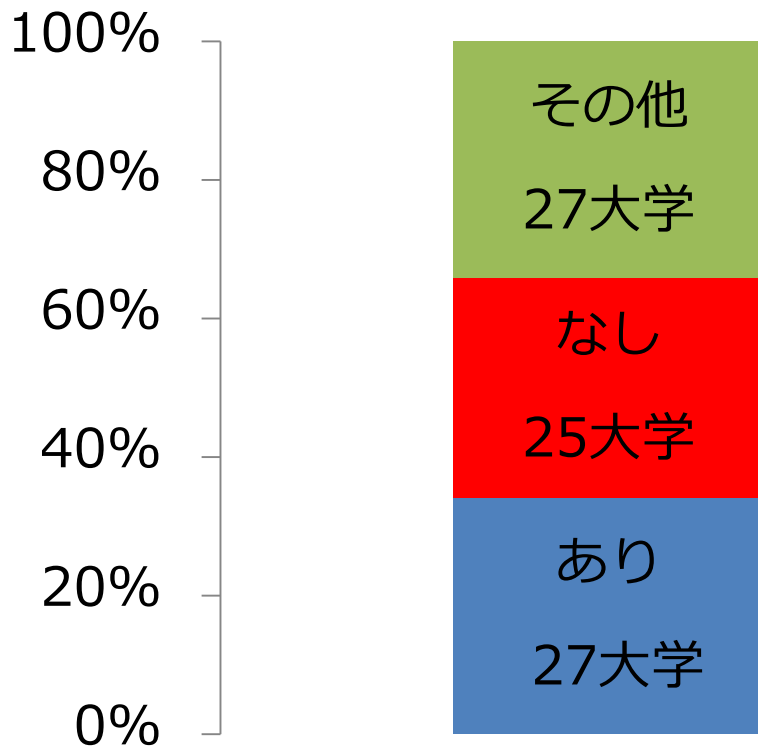
対象と調査項目

対象 全国80大学病院（記名式）
実施 2016年4月14日～5月10日
回答 80大学（回答率100%）

- 1 都道府県医師会との連携
- 2 大学病院における支援の準備状況
- 3 大学病院への支援依頼
 - 3-1 支援依頼の状況
 - 3-2 支援症例の都道府県医師会との連携
 - 3-3 支援症例の内訳
- 4 調査対象の理解
- 5 自由意見

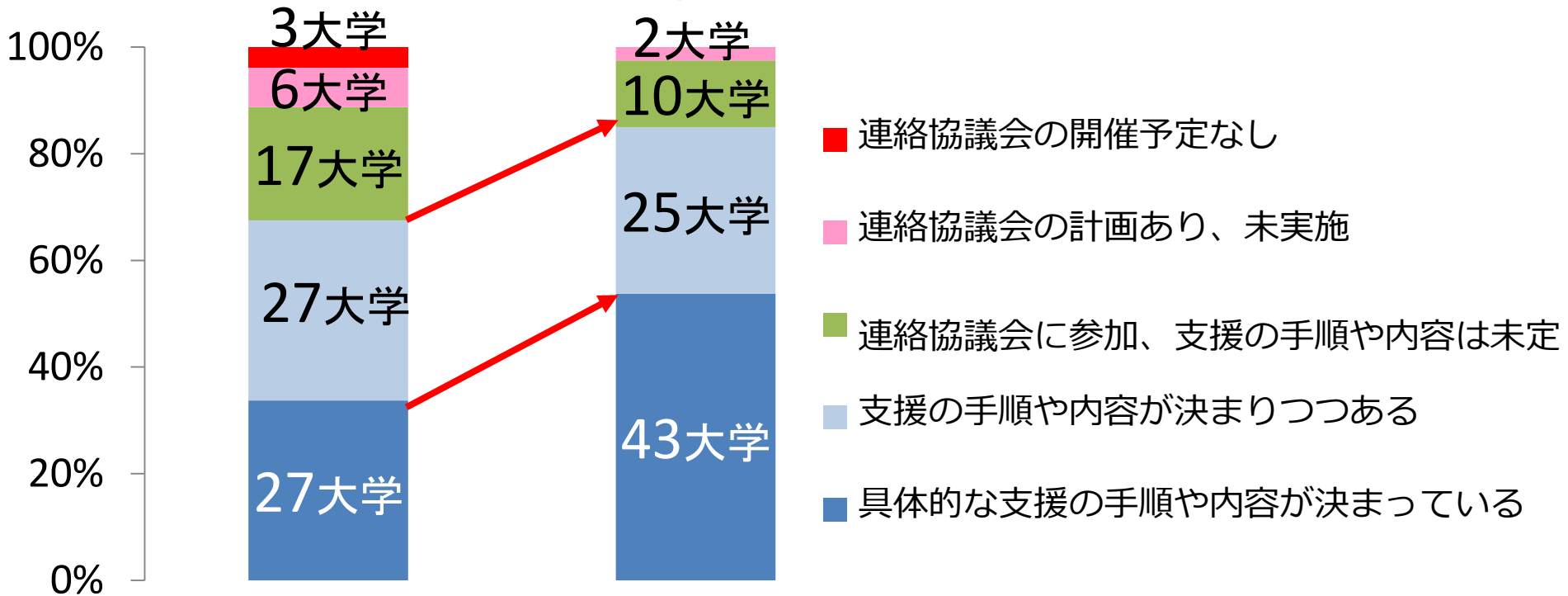
1. 都道府県医師会との連携 計画 (N=79)

2015年6月に行ったアンケートより



1. 都道府県医師会との連携 制度開始後 (N=80)

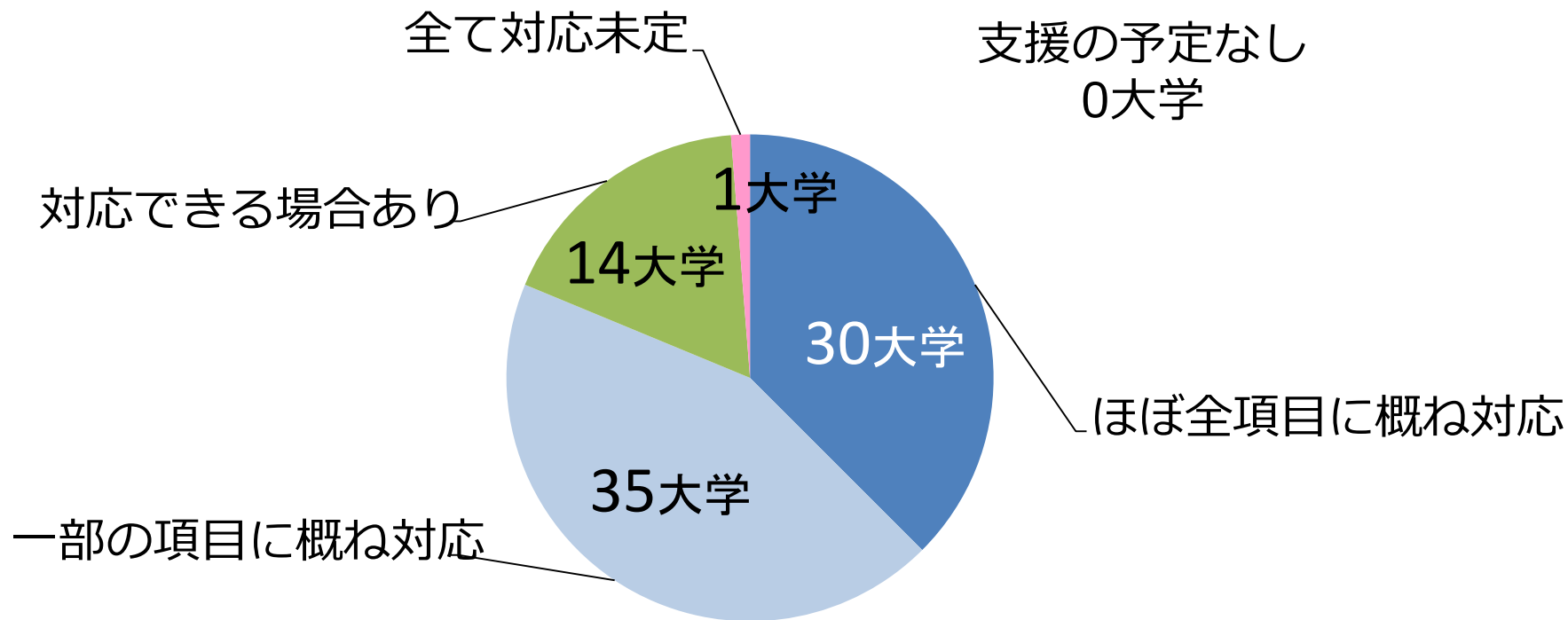
開始時 (2015/10) 6か月後 (2016/3月末)



地域別 医師会との連携

		北海道 ・東北	関東	東海・ 北陸	近畿	中国・ 四国	九州	全国
十分連携 やや連携 (a)	大学数	7	24	8	10	9	10	68
全大学 (b)	大学数	9	27	11	12	10	11	80
a/b	%	78%	89%	73%	83%	90%	91%	85%

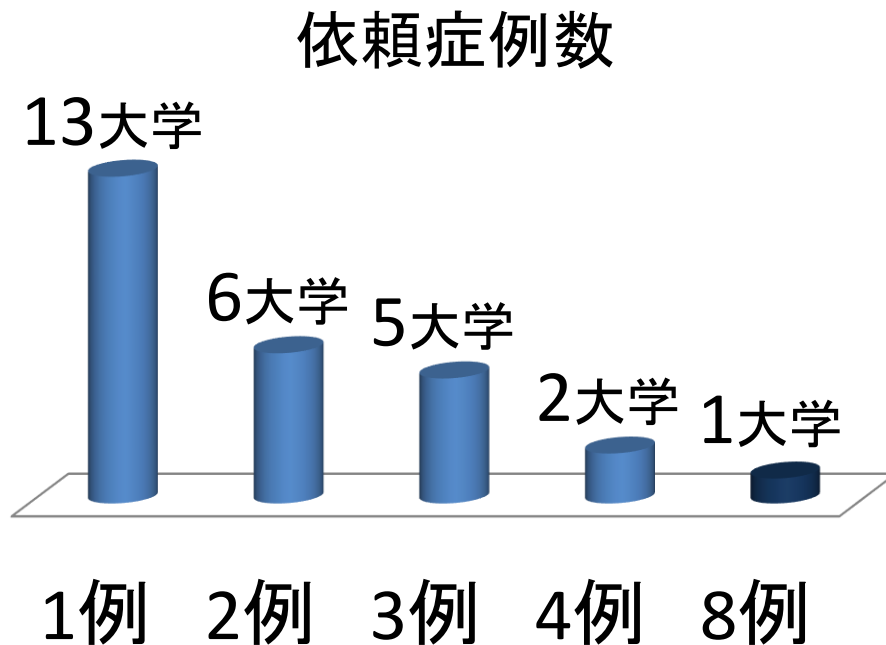
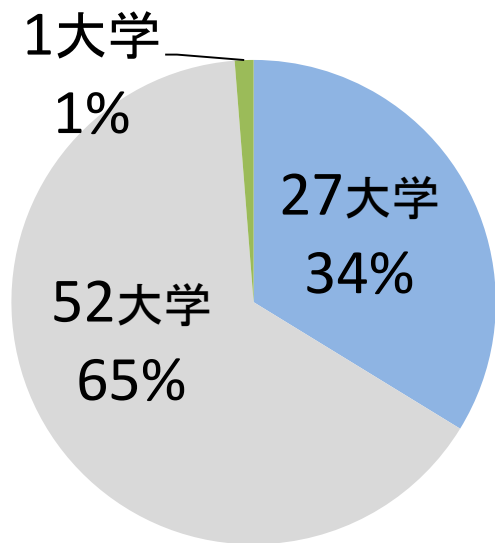
2. 大学病院における支援の準備状況 (N=80)



3. 大学病院への支援依頼

3-1 支援依頼の状況

- 支援依頼を受けた
- 支援依頼を受けていない
- 不明



地域別 支援件数と医療事故報告件数 (%)

(2016年3月まで)

		北海道 ・東北	関東	東海・ 北陸	近畿	中国・ 四国	九州	全国
大学病院への 支援依頼	件数	4	24	7	9	3	9	56
	%	7%	43%	13%	16%	5%	16%	100%
センターへの 医療事故報告*	件数	14	82	22	28	15	27	188
	%	7%	44%	12%	15%	8%	14%	100%

*日本医療安全調査機構プレスリリースより

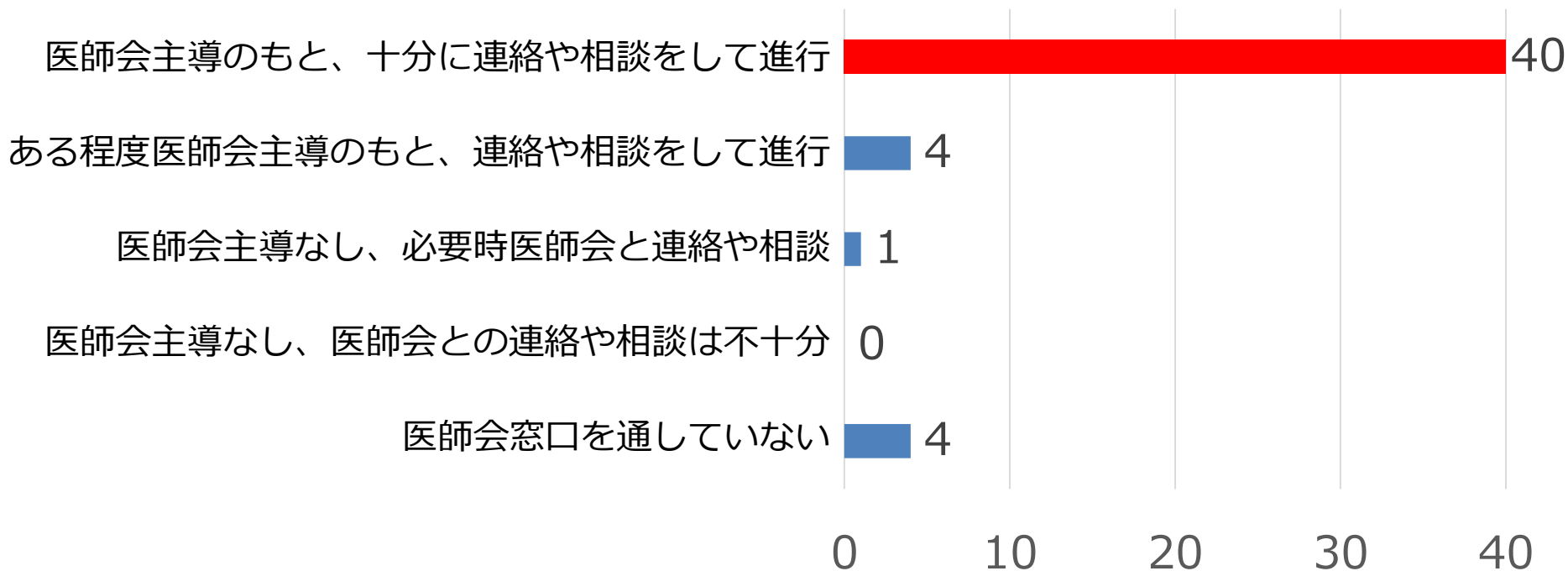
地域別 支援依頼を受けた大学の割合 (%)

(2016年3月まで)

		北海道 ・東北	関東	東海・ 北陸	近畿	中国・ 四国	九州	全国
支援依頼を 受けた大学 (a)	大学数	2	11	4	5	1	4	27
全大学 (b)	大学数	9	27	11	12	10	10	79*
a/b	%	22%	41%	36%	42%	10%	40%	34%

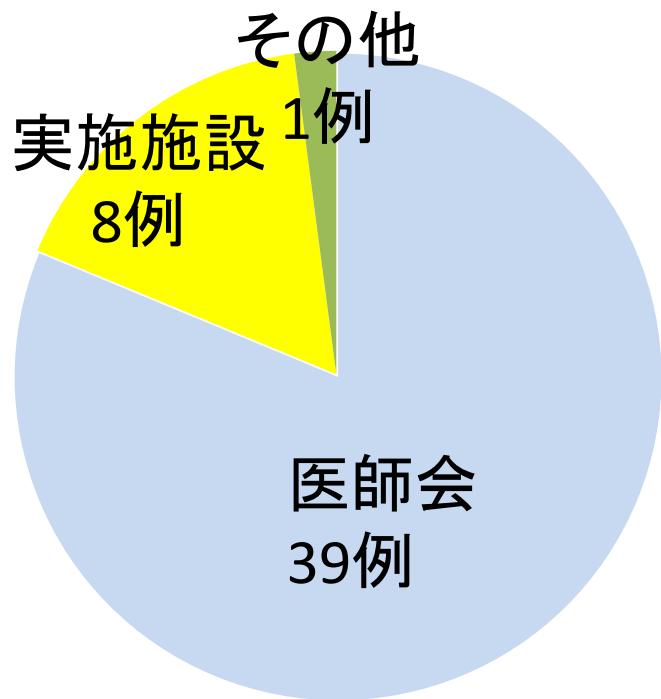
*全80大学から「不明」1大学を除いた

3-2 支援症例の医師会との連携(N=49*)

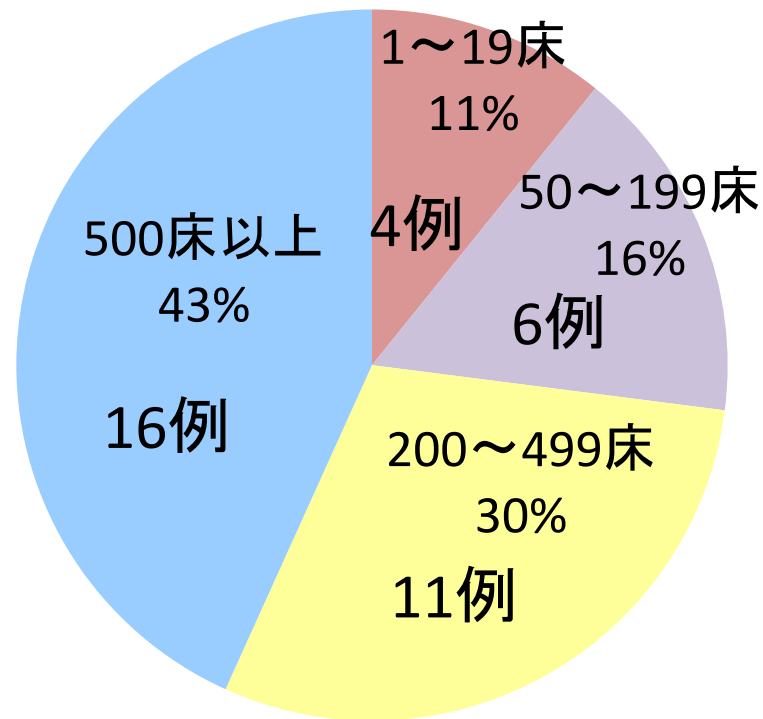


*全56症例中、回答が得られた症例

3-3 支援症例の内訳 依頼経路 (N=48*)

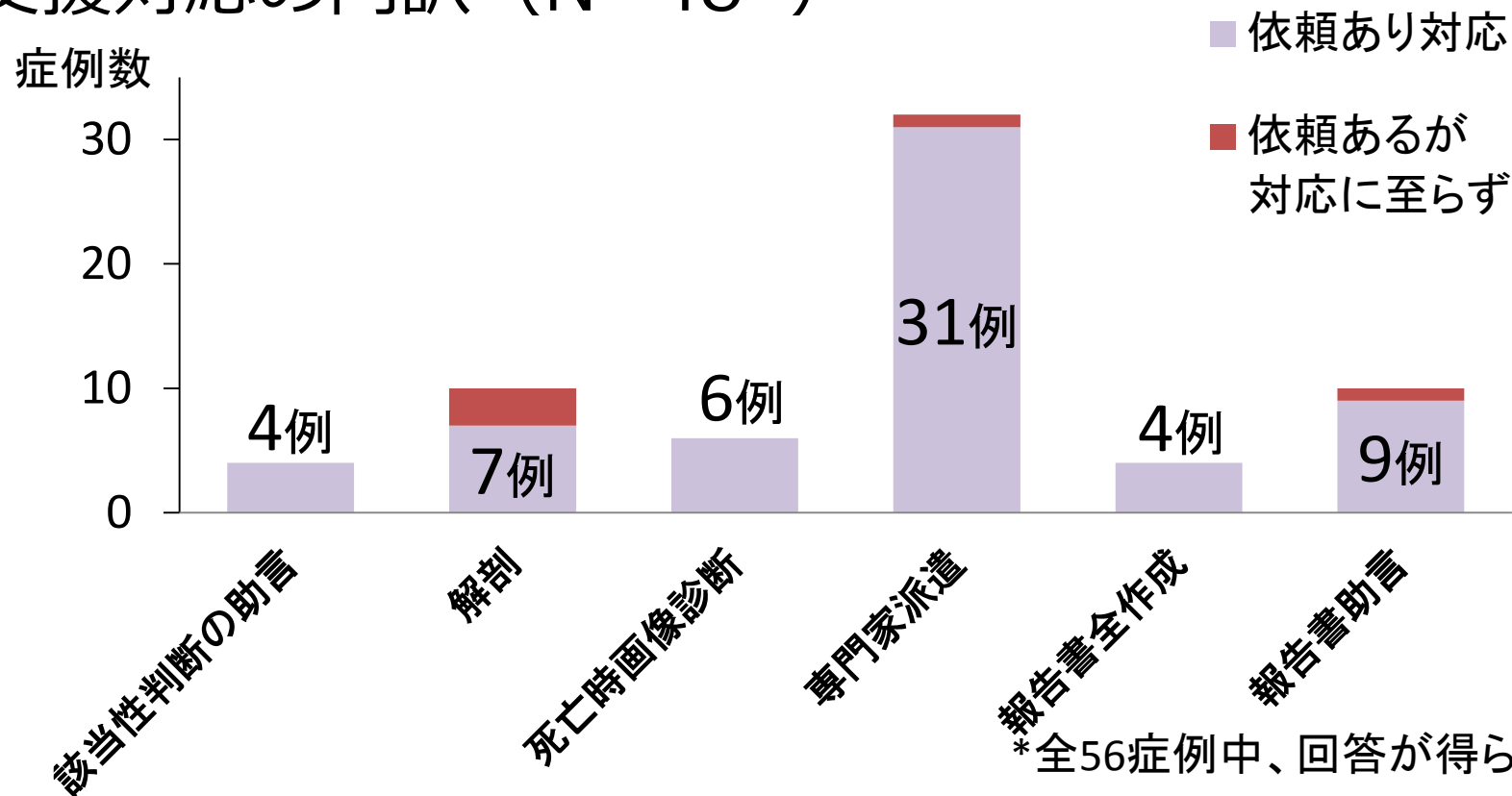


依頼施設の病床数 (N=37*)



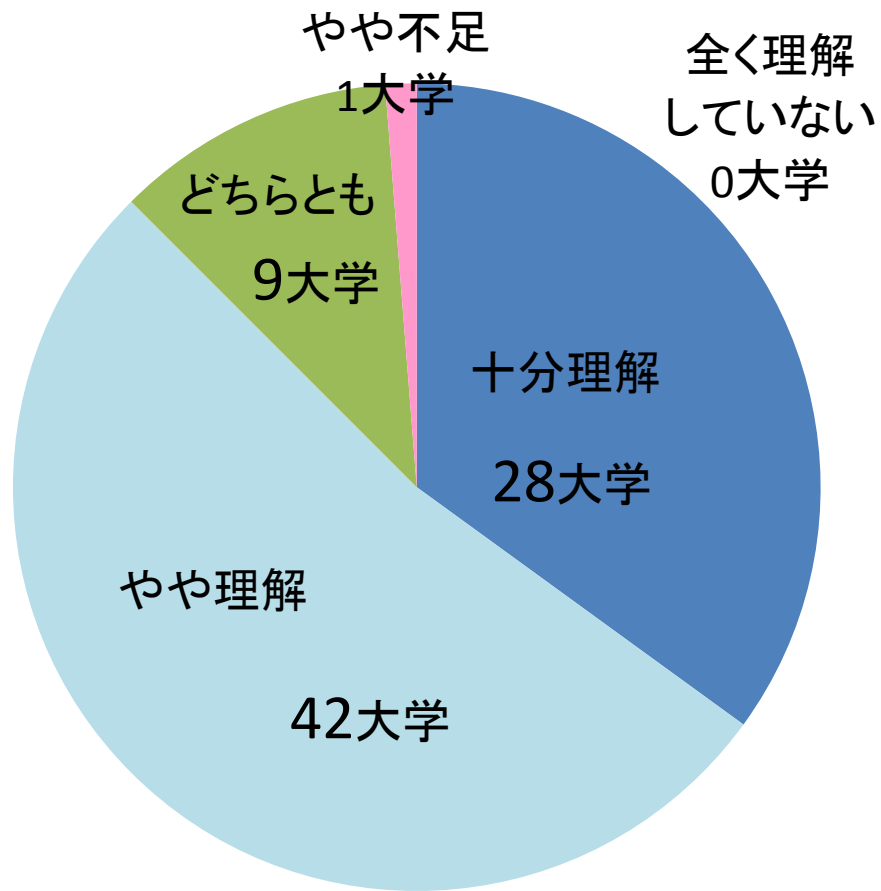
*全56症例中、回答が得られた症例

3-3 支援症例の内訳 支援対応の内訳 (N=48*)



*全56症例中、回答が得られた症例

4 調査対象（医療事故該当性）の理解（N=80）



十分理解：コアメンバーが対象を明確に理解し、職員研修等で職員全体の理解を確認
やや理解：コアメンバーが対象を明確に理解し、職員研修等を実施

どちらとも言えない：コアメンバーだけは対象を明確に理解し、職員理解は不十分

やや理解していない：コアメンバーの対象の理解が定まっていない

全く理解していない：コアメンバーが対象について理解できていない

委員会でDiscussionされた内容（1）

- 医師会での相談窓口は地域により開設時間が異なるため、全国で1つでも良いので、24時間体制の時間外窓口を設置して欲しい。
- 医療事故調査結果を医療事故調査支援センターに報告した後の流れが不明確である。調査や報告内容の質についてどのような評価が行われているのか明確にすべきである。
- 都道府県医師会では、地域に所在する大学とは連携が取れているが、大学以外の諸団体との連携が取れていない。従って現段階では諸団体からの支援を含めた全体的な実態を把握できず、制度見直しの議論は時期尚早と考える。今後都道府県医師会を中心として設置が見込まれる協議会での、支援の状況の情報の共有及び必要な意見の交換を経て、見直しの議論を行うことが望ましい。

委員会でDiscussionされた内容（2）

- 調査対象（医療事故該当性）の理解の質問で、87.5%の大学から「やや・十分」理解していると回答があった。しかし報告事例には遺族とのトラブルが起きそうであることを理由にしたものが多いという実態があり、医療事故調査制度に関する法律の趣旨への誤解が含まれている可能性がある。